

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○いじめ問題対策連絡協議会条例	(教育庁高校教育課)	二
○いじめ防止対策調査委員会条例	(同)	二
○宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課)	三
○県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	三
○留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	(警察本部留置管理課)	四
○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	四
○公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	(私学文書課)	七
○いじめ調査結果検証等委員会条例	(同)	七
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	八
○各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例	(環境生活総務課等)	一〇
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	二一
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通企画課)	二二
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二二
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二二
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例	(管財課)	二三
○震災対策推進条例の一部を改正する条例	(危機対策課)	二四

ページ

条 例

○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	二五
○社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	二六
○周産期医療協議会条例	(医療整備課)	二六
○小児医療協議会条例	(同)	二七
○地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	(同)	二七
○地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	(同)	二八
○地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例の一部を改正する条例	(同)	二八
○福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	二八
○調理師試験委員条例を廃止する条例	(健康推進課)	二八
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	二九
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二九
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二九
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(同)	三一
○薬事法施行条例の一部を改正する条例	(薬務課)	三一
○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	(商工経営支援課)	三一
○職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例	(産業人材対策課)	三一
○家畜検査手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	三一
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(同)	三一
○漁港管理条例の一部を改正する条例	(水産業基盤整備課)	三二
○港湾施設等管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	三三

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

○宮城県条例第四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、二九一人」を「五、三九一人」に改め、同項第九号中「四、四二〇人」を「四、三七〇人」に、「三、八八一人」を「三、八三一人」に改め、同項第十号中「一九、一三四人」を「一八、九七三人」に改め、同条第三項中「二八人」を「二七人」に、「二七二人」を「二七〇人」に、「二、二三三人」を「一、一〇七人」に、「一、一六一人」を「一、一四六人」に、「一九七人」を「一、一八一一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

いじめ問題対策連絡協議会条例

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、宮城県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（構成）

第二条 協議会は、教育委員会が指名する学校（法第二条第二項に規定する学校をいう。）、教育委員会、教育委員会が指名する児童相談所、県の区域を管轄区域とする法務局、県警察その他教育委員会が指名するいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。）に関係する機関及び団体の長又はその指名する者をもって構成する。

（協議の結果の尊重）

第三条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

いじめ防止対策調査委員会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

いじめ防止対策調査委員会条例

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定に基づき、宮城県いじめ防止対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 いじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。）のための有効な対策に関する事項

二 法第二十三条第二項の規定による報告に係る事案、法第二十八条第一項に規定する重大事態その他の県立学校に在籍する児童等（法第二条第三項に規定する児童等をいう。）に係るいじめ（法第二条第一項に規定するいじめをいう。）の事案

（組織等）

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、委員長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県いじめ防止対策調査委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六
			級

宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

宮城県社会教育委員の設置に関する条例(昭和二十四年宮城県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会教育委員条例

第一条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「第十五条の規定により社会教育委員」を「第十五条第一項の規定に基づき、宮城県社会教育委員」に改める。

第三条に見出しとして「(任期)」を付し、同条中「二年」を「二年」に改め、同条ただし書中「但し、補欠委員の任期は」を「ただし、補欠委員の任期は、」に改め、同条を第四条とする。

第二条に見出しとして「(定数)」を付し、同条中「数は二十人」を「定数は、十五人」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委嘱の基準)

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表社会教育委員の項中 「社会教育委員」を

「宮城県社会教育委員」に改める。

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 留置施設に關すること。

第四条第八号を次のように改める。

八 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属しないこと。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

留置施設視察委員会条例（平成十九年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条の見出しを「（組織等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、委員五人をもって組織する。

第二条第二項中「委員が」を「委員の任期は、一年とする。ただし、委員が」に改め、同条に次の

一項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に關する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十四号までを一号

ずつ繰り上げる。

第六条第一項第一号中「次に掲げる業務」を「家畜の病性鑑定の業務又は家畜の診療若しくは家畜伝染病の予防若しくは防疫に關する業務」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の業務 業務に従事した日一日につき四百円

第七条第一項第一号中「漁業指導船又は」を削り、「次に掲げる業務」を「調査及び試験のために行う水産動植物の採捕（以下「漁ろう試験」という。）又は漁業の実習指導の業務」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号中「、沿岸漁業調査船又は漁業指導船」を削り、同条第三項を削る。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同項各号に規定する作業ことの一月の手当の総額は、それぞれ次の各号に定める額に

八十を乗じて得た額を超えることができない。

第十条第三項中「前項の規定にかかわらず、」を「第一項各号に規定する作業に従事した時間のうち」に、「における第一項の手当の額は」を「には」に、「掲げる作業にあつては」を「規定する作業にあつては」に、「加算した額とする」を「加算するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項各号に規定する作業ことの一月の加算額の総額は、それぞれこれらの二時間当たりの加算額に八十を乗じて得た額を超えることができない。

第十条第四項を削る。

第十三条第一項第一号中「保健福祉事務所又は」を削る。

第十六条第二項中「、作業に従事した日一日につき」を削り、同項第一号中「、第二号イ及び第三号」を「及び第二号イ」に、「三千二百円」を「作業に従事した日一日につき三千二百円」に改め、同項第二号中「千円」を「作業に従事した日一日につき千円」に改め、同項第三号中「千六百元」を

「作業に従事した日一日につき千六百元」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第三号の作業 死体一体につき三千二百円

第十八条第一項第三号中「地方振興事務所」の下に「、土木事務所」を加える。

第二十一条第一項第一号中「次に掲げる」を「他の公立学校の校長以外の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同号を

同項第一号とし、同項中第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十二條第二項中「一月につき四千円（一の週における勤務の割り振られた日数が三日未満である場合にあつては、三千二百円）」を「業務に従事した日一日につき百九十円」に改める。

第二十八條第一項中「警察本部生活安全部、刑事部、交通部若しくは警備部又は警察署に所属する」及び「（人事委員会規則で定めるものに限る。）」を削り、同条第二項中「一月につき一万七千七百円」

を「作業に従事した日一日につき五百六十円」に改める。

第二十九条第一項中「警察本部生活安全部又は警察署に所属する」及び「(人事委員会規則で定めるものに限る。)」を削り、同条第二項中「一月につき七千四百円」を「業務に従事した日一日につき三百五十円」に改める。

第三十条第一項中「次に掲げる場合」を「警察職員が指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して犯罪鑑識の作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「二月」を「作業に従事した日一日」に、「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」を「五百六十円(専ら庁舎の内部において作業に従事した場合にあつては、二百八十円)」に改め、同項各号を削る。

第三十一条第一項中「交通取締手当は、」の下に「警察官が」を加え、「掲げる場合」を「掲げる作業(第三十七条第一項第三号の取締りに係るものを除く。)」に従事したとき」に改め、同項第一号中「警察本部交通部又は警察署に所属する警察官(人事委員会規則で定めるものに限る。)」が「を削り、「を運転して」を「に乗り組んで行う」に改め、「に従事した場合」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 交通取締用自動車(前号に規定するものを除く。)に乗り組んで行う交通取締りの作業
第三十一条第一項に次の二号を加える。

三 交通取締りの作業(前二号に掲げるものを除く。)

四 交通整理の作業
第三十一条第二項中「一月」を「作業に従事した日一日」に改め、同項第一号中「一万七千七百円」を「五百六十円」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「四百二十円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第三号及び第四号の作業 次に掲げる現場の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 高速道路(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百条第一項に規定する自動車専用道路(人事委員会規則で定めるものを除く。))をいう。以下同じ。 四百六十円(夜間(午後五時十五分から翌日の午前八時三十分までの間をいう。以下この号において同じ。))において作業に従事した場合にあつては、六百九十円)

ロ 高速道路以外の現場 三百十円(夜間において作業に従事した場合にあつては、四百六十円)
第三十一条に次の一項を加える。

3 同一の日において第一項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合には、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手

当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当) 以外の手当は、支給しない。

第三十二条第一項中「警ら手当は、」の下に「警察官が」を加え、「掲げる場合」を「掲げる業務又は作業に従事したとき」に改め、同項第一号中「警察本部地域部又は警察署に所属する警察官(人事委員会規則で定めるものに限る。)」が「を削り、「に従事した場合」を「又は特殊自動車(人事委員会規則で定めるものに限る。))の運転の作業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 立番若しくは見張りによる警戒又は警らの業務(前号に掲げる業務を除く。)
第三十二条第二項中「一月」を「業務又は作業に従事した日一日」に改め、「掲げる業務」の下に「又は作業」を加え、同項第一号中「業務」の下に「又は作業」を加え、「八千八百円」を「四百二十円」に改め、同項第二号中「七千円」を「三百四十円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一の日において第一項第一号の業務又は作業及び同項第二号の業務に従事した場合には、同号の業務に係る手当は、支給しない。

第三十三条第一項中「警察本部警務部又は警察署に所属する警察官(人事委員会規則で定めるものに限る。)」を「警察職員」に改め、同条第二項中「二月につき六千五百円」を「業務に従事した日一日につき三百十円」に改める。

第三十四条第一項第二号中「及び交通部」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「一月につき三千五百円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号の作業 作業に従事した日一日につき百七十円

二 前項第二号の作業 作業に従事した勤務一回につき三百五十円
第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条第一項中「警察本部地域部、刑事部若しくは交通部その他人事委員会規則で定める機関又は警察署に所属する」及び「(人事委員会規則で定めるものに限る。)」を削る。

第三十七条第一項中「交通捜査業務手当は、」の下に「警察官が道路上において」を加え、「掲げる場合」を「掲げる業務に従事したとき」に改め、同項各号を次のように改める。

一 交通事故(人の死亡又は負傷を伴うものに限る。)の捜査の業務

二 交通事故(前号に規定するものを除く。)の捜査の業務

三 暴走族に係る捜査又は取締りの業務で人事委員会規則で定めるもの

四 道路交通法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、同法第六十四條第一項に規定する無免許運転、同法第六十五條第一項に規定する酒気帯び運転その他悪質かつ危険な違反行為

に係る捜査の業務（前三号に掲げる捜査の業務を除く。）で人事委員会規則で定めるもの
第三十七条第二項中「現場の」を「業務の」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号、第三号及び第四号の業務 次に掲げる現場の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 高速道路 八百四十円（夜間（午後五時十五分から翌日の午前八時三十分までの間をいう。以下この項において同じ。）において業務に従事した場合は、千二百六十円）
- ロ 高速道路以外の現場 五百六十円（夜間において業務に従事した場合は、八百四十円）

二 前項第二号の業務 次に掲げる現場の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 高速道路 四百六十円（夜間において業務に従事した場合は、六百九十円）
- ロ 高速道路以外の現場 三百十円（夜間において業務に従事した場合は、四百六十円）

3 同一の日において第一項各号の業務のうち二以上の業務に従事した場合には、当該二以上の業務に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の業務に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

第三十八条第一項中「対して」を「対する」に改め、「又は訓練」を削る。

第三十九条第一項中「爆発物等取締業務手当は、」の下に「警察職員が」を加え、「掲げる場合」を「掲げる作業に従事したとき」に改め、同項第一号中「警察職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）が」及び「に従事した場合」を削り、同項第二号を次のように改める。

- 二 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）の処理作業で人事委員会規則で定めるもの

第三十九条第一項に次の一号を加える。
三 特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う作業で人事委員会規則で定めるもの（前号に掲げる処理作業を除く。）

第三十九条第二項中「作業に従事した日一日につき」を削り、同項第一号中「及び第二号イ」を「及び第二号」に、「四千六百円」を「作業に従事した件数一件につき五千二百円」に改め、同項第二号中「前項第二号ロ」を「前項第三号」に、「六百四十円」を「作業に従事した日一日につき二百五十円」に改め、同条第三項中「第一項第二号イ及びロ」を「第一項第二号及び第三号」に、「同号ロ」を「同号」に改める。

第四十条第一項中「（人事委員会規則で定めるものに限る。）」を削る。

第四十六条第一項第二号中「第六条第一項第二号ロの作業」を「第六条第一項第一号の業務、同項第二号ロの作業」に改め、同項第五号中「第十三条第一項第一号の作業及び同項第四号」を「第十三条第一項第四号」に改め、同項第六号中「第九項」を「第六項」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項の表に次のように加える。

銃器犯罪捜査従事手当

刑事手当

第四十六条第九項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 同一の日において次に掲げる手当のうち二以上の手当が支給されることとなる場合には、当該二以上の手当の額が同額のときにあつては当該手当のうち当該手当の支給の対象となる業務又は作業に従事した時間が最も長いもの、当該二以上の手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、当該手当のうち当該手当の支給の対象となる業務又は作業に従事した時間が最も長いもの）以外の手当は、支給しない。

- 一 立入検査等業務手当（第十五条第一項第五号の業務に係るものに限る。）
 - 二 刑事手当
 - 三 少年警察補導手当
 - 四 鑑識手当
 - 五 交通取締手当
 - 六 警ら手当
 - 七 看守手当
 - 八 機械保守手当
 - 九 交通捜査業務手当
 - 十 術科指導手当
- 第四十七条を次のように改める。
第四十七条 削除
- 第四十八条第三項中「有害物等取扱手当」の下に「（第十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。
- 附則第六項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（災害応急作業等手当の特例）」を付する。
附則第七項を削り、附則に次の四項を加える。
- 7 災害応急作業等手当は、第二十条第一項各号に掲げる場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

8 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 四万円

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

四 前項第一号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 三千三百円

五 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

六 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

七 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 三千三百円

八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

9 同一の日において前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合には、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

10 附則第八項第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

○宮城県条例第十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その同法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、同日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

いじめ調査結果検証等委員会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

いじめ調査結果検証等委員会条例

（設置）

第一条 知事の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項の規定による調査の結果その他同項に規定する重大事態に関する重要事項を調査審議するため、宮城県いじめ調査結果検証等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 委員会は、委員七人以上で組織する。

2 委員は、教育、法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(意見の聴取等)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に對し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 附属機關の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例の一部改正(附屬機關の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

宮城県いじめ調査結果検証等委員会の委員及び専門委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
---------------------------	---------	---------	---	---

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項1イ中「三万七千元」を「三万八千元」に改め、同項1ロ中「二万六千元」を「二万六千八百円」に改め、同項2イ中「二万九千元」を「二万九千五百円」に改め、同項2ロ及び同項3中「二万四千元」を「二万四千五百円」に改め、同表十三の項の次に次のように加える。

十三の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六條の十一の二第一項の規定による保育士試験の全部の免除を申請する者	申請するとき	二千四百円
--	--------	-------

第二条第一項の表六十四の項1中「二千五百円」を「三千五百円」に改め、同項2中「千九百元」を「二千二百円」に改め、同項3中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表六十五の項中

「三千五百円」を「三千七百元」に改め、同

表六十六の項中「千円」を「千二百円」に改め、同表六十七の項中

「千二百円」を「千百元」に改め、同表百五の項中「八百五十円」を「千六百元」に改め、同表百六の項及び百七の項中

「千円」を「七百六十円」に改め、同表百八の項中「三万千元」を「四万四千元」に改め、同表百九の項中「四万五千元」を「五万九千元」に改め、同表百十の項中

「千八百円」を「二千元」に改め、同表百十一の項中

「五千七百円」を「六千元」に改め、同表

「六千元」を「六千円」に改め、同表

「六千円」を「六千円」に改め、同表

「六千円」を「六千円」に改め、同表

に改め、同表百十二の項及び百十三の項中

千七百円

を

千八百円

に改め、同表百十九の項の次に次のように加える。

百十九の二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第十四条第四項(同法第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する認証書の謄本の交付を請求する者	請求するとき	一通につき五百円
百十九の三 宗教法人法第十四条第四項に規定する認証した旨を附記した規則又は同法第二十八条第二項及び第三十九条第二項において読み替えて準用する同法第十四条第四項に規定する認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類若しくは規則の謄本の交付を請求する者	請求するとき	一通につき五百円
百十九の四 宗教法人法附則第十八項の規定による旧宗教法人の権利義務の承継についての証明を申請する者	申請するとき	五百円

第二条第一項の表百五十一の項を次のように改める。

百五十一 削除		
---------	--	--

第二条第一項の表百六十五の項1中「一万七千円」を「一万七千八百円」に改め、同項2中「四万三千元」を「四万四千三百円」に改め、同表百六十六の項中

三千八百円

を「四千元」に改め、同表百六十七の項中

六千四百円

を「六千九百円」に改め、同表

百八十六の項中「四十円」を「四十五円」に改め、同表百八十七の項及び百八十八の項中

七千九百円

を「八千九百円」に改め、同表

百九十七の項の次に次のように加える。

百九十七の二 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百七条第四号及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条第四号に掲げる法人に該当することを証する書類の交付を申請する者

申請するとき 五百円

第二条第一項の表二百一の五の項2中「同欄の第二号」の下に「又は第三号」を加え、同表二百一の六の項中

九百十円

を「千円」に

改め、同表二百三十の項1イ及び同項1ロ(1)から(4)までの規定中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、同項1ロ(4)及び(5)中「一万三千七百円」を「一万四千九百円」に改め、同項1ロ(4)から(5)までの規定中「一万二千二百円」を「一万三千三百円」に改め、同項1ハ(1)中「九千九百円」に改め、同項1ハ(2)中「八千九百円」を「八千七百円」に改め、同表二百五十六の項1ロ(1)中「百円」を「二百円」に改め、同項1ロ(2)中「百九十円」を「三百円」に改め、同項1ハ(1)中「百五十円」を「二百五十円」に改め、同項1ハ(2)中「百四十円」を「四百五十円」に改め、同項1ハ(3)中「二百五十円」を「三百五十円」に改め、同項1ハ(4)中「三百四十円」を「四百五十円」に改め、同項1ハ(5)中「五百二十円」を「六百円」に改め、同項1ハ(5)中「三万七千八百円」を「三万七千九百円」に改め、同項3ロ中「九十円」を「九十五円」に改め、同項4イ中「八十円」を「二百円」に改め、同項4ロ中「百七十円」を「二百五十円」に改め、同項5中「二百円」を「三百円」に改め、同項8イ中「百円」を「二百円」に改め、同項8ロ中「二百二十円」を「三百円」に改め、同項8ハ中「五百九十円」を「六百円」に改め、同表二百五十七の項1ハ(1)中「二万九千八百円」を「二万九千九百円」に改め、同項1ハ(2)中「五万二千二百円」を「五万四千四百円」に改め、同表二百五十八の項中「七百元」を「九百元」に改め、同表二百五十九の項中

「四十二万六千三百円」を「四十二万七千円」に改め、

同表二百六十の項2へ中「二万九百円」を「二万二千円」に改め、同項3ロ(1)中「六百四十円」を「千三百円」に改め、同項3ロ(2)中「七百八十円」を「千五百円」に改め、同項3ロ(3)中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同項3ハ(1)中「四百八十円」を「千二百円」に改め、同項3ハ(2)中「六百五十円」を「千四百円」に改め、同項3ハ(3)中「七千五百円」を「七千二百円」に改め、同項4イ中「三万四千円」を「三万四千五百円」に改め、同表二百六十一の項中

「四万八千八百円」

「四万八千九百円」

に改め、同表

二百六十五の項1ハ(2)中「五万二千二百円」を「五万三千三百円」に改め、同表二百六十九の項中

「八千二百円」

「八千四百円」

を 八千四百円 に改め、同表

二百六十九の二の項及び二百七十一の五の項中

「二万五千元」

を

「二万五千七百円」

に改め、同表二百七十一の六の項1中「二万五千元」を「二

万五千七百円」に改め、同項2中「二万千元」を「二万五千円」に改め、同項3中「七千元」を「七

千五百円」に改め、同表二百七十五の項3中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五十五条の二」を「指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）第五十四条第一項

に改め、同項14中「短期入所療養介護（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年

法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保

険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十

四年厚生労働省令第十号）第二条の規定による改正前の」を加え、同項中14を16とし、11から13まで

を13から15までとし、

「11 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査（これらの介護サービスのうちいずれか一の介護サービスに係る調査である場合を含む。）」

「12 複合型サービスに係る調査」

に改め、9を10とし、

「8 福祉用具貸与、特定福祉用具」

8 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に係る調査（これらの介護サービスのうちいずれか三以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。）」

9 販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に係る調査（これらの介護サービスのうちいずれか三以下の介護サービスに係る調査である場合を含む。）」

に改め、同表

「二万四千元」

「二万五千元」

二百八十七の項中

「二千八百円」

を

「二十九百円」

に改め、同表二百九十の二の項を次のように改める。

「二百九十の二 削除」

第二条第一項の表二百九十五の項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第三条第一項の表一の項中「前条第一項の表十三の項」の下に「及び十三の二の項」を加え、同条

「七千五百円」

「七千七百円」

第二項の表中

に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表二百一の五の項2、二百七十五の項及び二百九十の二の項の改正規定は公布の日から、同表百五十一の項の改正規定は公布の日又は同年三月二十日のいずれか遅い日から施行する。

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例

（衛生試験手数料条例の一部改正）

第一条 衛生試験手数料条例（昭和二十六年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第一号の表一の項中「二〇一、〇〇〇」を「二〇六、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、三〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「二七、七〇〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、二〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、一〇〇」に、「五一、九〇〇」を「五三、三〇〇」に、「五一、七〇〇」を「五三、一〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二四、六〇〇」に、「九、二〇〇」を「九、四〇〇」に、「五七、〇〇〇」を「五八、六〇〇」に、「九、三〇〇」を「九、五〇〇」に改め、同表二の項中「五一、八〇〇」を「五三、二〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三三、九〇〇」に、「一一、五〇〇」を「一一、八〇〇」に、「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に、「三四、二〇〇」を「九三、四〇〇」に改める。

(県民会館条例の一部改正)

第二条 県民会館条例(昭和三十九年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表を次のように改める。

一 各室の利用料金の上限額

一	ホ				大				使用区分	使用時間
	一、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		五、〇〇〇円を超え一、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		五、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合			
	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日		
午前	九、八〇〇円	七三、四〇〇円	六八、〇〇〇円	六〇、四〇〇円	五五、〇〇〇円	四七、五〇〇円	三八、八〇〇円	二二、七〇〇円	正午九時から 正午まで	
前午	一四七、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	九二、八〇〇円	八三、一〇〇円	六四、八〇〇円	五四、〇〇〇円	三八、八〇〇円	午後一時から 午後五時まで	
後午	二五六、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	八九、六〇〇円	七二、二〇〇円	五五、〇〇〇円	四七、五〇〇円	午後六時から 午後九時まで	
夜間	三三八、八〇〇円	一九二、四〇〇円	一七八、〇〇〇円	一五三、二〇〇円	一三八、一〇〇円	一二三、三〇〇円	九二、八〇〇円	六二、五〇〇円	午前九時から 午後五時まで	
午前・午後	三三〇、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円	二三九、〇〇〇円	一九二、八〇〇円	一七二、七〇〇円	一三六、〇〇〇円	一〇九、〇〇〇円	八六、三〇〇円	午後一時から 午後九時まで	
午後・夜間	三九四、八〇〇円	三三二、四〇〇円	二九七、〇〇〇円	二五三、二〇〇円	二二七、七〇〇円	一八三、五〇〇円	一四七、八〇〇円	一一〇、〇〇〇円	午前九時から 午後九時まで	

特 別 室	ル			大 会 議 室	中 会 議 室	小 会 議 室	和 室			展 示 室	教 養 室		リ ハ ー サ ル 室			
	五、〇〇〇円を超え入場料を徴収する場合		三、〇〇〇円を超え五、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合				平日	土曜日 日曜日	平日		土曜日 日曜日	平日		土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日
	平日	土曜日 日曜日	平日				土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日		平日	土曜日 日曜日		平日	土曜日 日曜日	
特別室	四九〇円	六二〇円	四九〇円	八二〇円	四〇一	六〇二	六〇三	六〇一	五〇二	五〇三	五〇四	四〇二	Ｂ二			
	二二〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二、七〇〇円	二、二〇〇円	二、七〇〇円	二、六〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	九五〇円	三、四〇〇円	一、九〇〇円			
	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	三、四〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	一、二二〇円	四、五〇〇円	二、四〇〇円			
	七、四〇〇円	六二〇円	七、四〇〇円	二、八〇〇円	二、五〇〇円	二、七〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	一、五〇〇円	五、〇〇〇円	三、一〇〇円			
	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円	六、一〇〇円	三、九〇〇円	三、七〇〇円	二、八〇〇円	二、九〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	二、一五〇円	七、九〇〇円	四、三〇〇円			
	二、三、六〇〇円	三、九〇〇円	二、三、六〇〇円	八、八〇〇円	四、七〇〇円	四、八〇〇円	三、七〇〇円	三、九〇〇円	八、三〇〇円	八、三〇〇円	二、七〇〇円	九、五〇〇円	五、五〇〇円			
	一八、五〇〇円	二九、九〇〇円	一八、五〇〇円	二、一、五〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	四、九〇〇円	五、一〇〇円	二、一、二二〇円	二、一、二二〇円	三、六五〇円	二、二、九〇〇円	七、四〇〇円			

浴 室	楽 屋			
	B07	B07	B07	B03
一、九〇〇円	一、六〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	九五〇円
一、九〇〇円	二、一〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	一、二〇〇円
一、九〇〇円	二、四〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	一、五〇〇円
三、八〇〇円	三、八〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	二、一五〇円
三、八〇〇円	四、六〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	二、七〇〇円
五、七〇〇円	六、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	三、六五〇円

別表第二第二号の表舞台設備器具の項中「八、八〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表ピアノの項中「二、三、二〇〇円」を「二、三、六〇〇円」に改め、同表映写設備器具の項中「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に改め、同表音響設備器具の項中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表照明設備器具の項中「三、八、六〇〇円」を「三、九、七〇〇円」に改め、同表視聴覚設備の項中「七、七〇〇円」を「七、九〇〇円」に改める。

別表第二第三号の表中「一、一、〇〇〇円」を「一、一、三〇〇円」に改める。
 (民間非営利活動拠点施設条例の一部改正)

第三条 民間非営利活動拠点施設条例(平成十二年宮城県条例第百三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中

一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
---------	--------	--------	---------

を

一五、〇〇〇円

を

一八、五〇〇円	九、二〇〇円	四、一〇〇円	一〇、二〇〇円
---------	--------	--------	---------

一五、四〇〇円に改める。
 (保健所使用料等条例の一部改正)
 第四条 保健所使用料等条例(昭和二十七年宮城県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。
 (社会福祉施設条例の一部改正)
 第五条 社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の二の項、五の項及び備考第一号、別表第二の二の項並びに別表第三の二の項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第四の六の項中

三、一五〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	五、二五〇円
--------	--------	--------	--------	--------

を

三、二四〇円	四、三二〇円	四、三二〇円	四、三二〇円	五、四〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------

に改め、同

表七の項中

三、一五〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
--------	--------	--------	--------

を

三、二四〇円	四、三二〇円	四、三二〇円	四、三二〇円
--------	--------	--------	--------

に改める。

(衛生技術者養成施設条例の一部改正)

第六条 衛生技術者養成施設条例(昭和三十九年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「三〇〇円」を「四〇〇円」に改める。

(精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正)

第七条 精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項及び備考第一号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

五、二五〇円
五、二五〇円

五、四〇〇円
五、四〇〇円

別表第二の六の項中

三、一五〇円
四、二〇〇円
四、二〇〇円
四、二〇〇円
五、二五〇円

を

三、二四〇円
四、三三〇円
四、三三〇円
四、三三〇円
五、四〇〇円

に改め、同

表七の項中

三、一五〇円
四、二〇〇円
四、二〇〇円
四、二〇〇円
四、二〇〇円

を

三、二四〇円
四、三三〇円
四、三三〇円
四、三三〇円
四、三三〇円

に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第八条 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「十二万円」を「十二万七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「七千四百円」を「八千円」に改め、同項第四号中「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同項第五号中「ゆう出路」を「湧出路」に、「十一万円」を「十一万七千円」に改め、同項第六号中「三万五千円」を「三万七千円」に改め、同項第七号中「七千四百円」を「八千円」に改め、同項第八号中「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同項第九号中「三万五千円」を「三万七千円」に改め、同項第十号中「五万円」を「五万三千円」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第九条 毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第七号中「一万五百円」を「一万円」に改める。

(職業能力開発校条例の一部改正)

第十条 職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「三〇〇円」を「四〇〇円」に改める。

(野営場条例の一部改正)

第十一条 野営場条例(昭和四十八年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表一泊の項中

三五〇円

四三〇円

に、

二八〇円

三四〇円

に改め、同表日帰りの項中

二五〇円

三〇〇円

に、

二〇〇円

五、二五〇円
五、二五〇円

五、四〇〇円
五、四〇〇円

を「二四〇円」に、「一六〇円」を「二〇〇円」に改める。

(農業大学校条例の一部改正)

第十二条 農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表養成課程の項中「三〇〇円」を「四〇〇円」に改める。

(家畜人工授精手数料条例の一部改正)

第十三条 家畜人工授精手数料条例(平成十九年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表肉用牛の項中「三、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改める。

(木材等試験手数料条例の一部改正)

第十四条 木材等試験手数料条例(平成二十一年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表木材の強度試験の項及び合板及び集成材の接着性能試験の項中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

(公共用財産管理条例の一部改正)

第十五条 公共用財産管理条例(平成十二年宮城県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表備考第十号中「一、〇二〇円」との下に、「五七円」とあるのは「六〇円」とを、「三〇〇円」との下に、「五七〇円」とあるのは「六〇〇円」と、「一七〇円」とあるのは「一八〇円」とを加える。

(道路占用料等条例の一部改正)

第十六条 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表備考第十号イからハまでの規定中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(海岸占用料等条例の一部改正)

第十七条 海岸占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表備考第五号中「三千八百円」を「三千九百円」に改める。

(流水占用料等条例の一部改正)

第十八条 流水占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表1の項及び2の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、別表第二号の表1の項中

「三六六、〇〇〇円」を「三七六、〇〇〇円」に改め、同表備考第六号中「三千八百円」を「三千九百円」に改める。

(港湾区域内等における行為の許可に関する条例の一部改正)

第十九条 港湾区域内等における行為の許可に関する条例(平成十二年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表4の項中「二、五九二円」を「二、六〇四円」に改め、別表第二号の表1の項中「九七円」を「一〇〇円」に改め、同表5の項中「二四八円」を「二五〇円」に改める。

(県立都市公園条例の一部改正)

第二十条 県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四第三号の表業として行う映画撮影の項中「三二、四〇〇円」を「三三、三〇〇円」に改め、同表ラジオ放送の項中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表テレビジョン放送の項中「二〇、五〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表広告の項中「二一、〇〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改める。

別表第五第一号の表ヨット艇庫の項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」を「五六、五〇〇円」に、「二八、二〇〇円」に改める。

別表第七第一号の表宮城球場の項中

一九、二〇〇円	九、七〇〇円	一回につき 一、三〇〇、〇〇〇円
二八、八〇〇円	一五、〇〇〇円	

宮城球場の項中

八、二〇〇円
四、〇〇〇円
四、〇〇〇円
五、九〇〇円
四、五〇〇円
九、〇〇〇円

を

八、四〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
六、〇〇〇円
四、六〇〇円
九、二〇〇円

に改め、同表

競技場の項中

七、一〇〇円
八、九〇〇円

を

七、三〇〇円
九、一〇〇円

に改め、別表第七第二号の表

一九、七〇〇円	九、九〇〇円
二九、六〇〇円	一五、四〇〇円
三九、六〇〇円	一九、七〇〇円
八、四〇〇円	四、一〇〇円
一〇、二〇〇円	六、〇〇〇円
一二、〇〇〇円	八、四〇〇円
一回につき 一、三三〇、〇〇〇円	
八二、五〇〇円	六一、六〇〇円
五〇、六〇〇円	

に改め、同表宮城自転車

三八、五〇〇円	一九、二〇〇円
八、二〇〇円	四、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	五、九〇〇円
一一、七〇〇円	八、二〇〇円
四九、二〇〇円	
五九、九〇〇円	
七九、三〇〇円	

を

別表第八野球場の項、陸上競技場の項及びサッカー・ラグビー場の項中

に改める。

二四、九〇〇円	一六、四〇〇円	八、二〇〇円	八五、七〇〇円
四九、四〇〇円	三三、〇〇〇円	一六、四〇〇円	三二六、〇〇〇円

を

二四、三〇〇円	一六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	八三、四〇〇円
四八、一〇〇円	三三、一〇〇円	一六、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円

を

六、〇〇〇円

に改め、別表第七第三号の表利用料金の基準額の項中

四、一〇〇円	四、一〇〇円	六、六〇〇円
--------	--------	--------

に改め、同表宮城相撲場の項中

五、九〇〇円

め、同表宮城テニスコートの項中

四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	六、五〇〇円
--------	--------	--------

を

宮城自転車競技場の項中

五、九〇〇円

を

六、〇〇〇円

に改

八、二〇〇円

八、四〇〇円

五、九〇〇円
を
六、〇〇〇円
に改める。

別表第十第一号の表宮城スタジアムの項中

八、四〇〇円	四、二〇〇円
一一、八五〇円	五、九五〇円
一五、六五〇円	七、八五〇円
一七、五五〇円	八、七五〇円
二〇、五〇〇円	一〇、二五〇円

を

に改め、同表総合体育館の項中

八、六〇〇円	四、三〇〇円
一一、一〇〇円	六、一〇〇円
一六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円
二一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円

二〇、〇五〇円	一〇、〇〇〇円
五、二〇〇円	二、六〇〇円
六、六五〇円	三、三五〇円
一、七五〇円	八五〇円
一三三、五〇〇円	六六、七〇〇円
三四、七五〇円	一七、四五〇円

を

二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円
五、三〇〇円	二、六〇〇円
六、八〇〇円	三、四〇〇円
一、八〇〇円	八五〇円
一三七、〇〇〇円	六八、六〇〇円
三五、七〇〇円	一七、九〇〇円

に

四〇、〇〇〇円	二〇、〇五〇円
一〇、四五〇円	五、二〇〇円
八〇、〇〇〇円	
二〇、九〇〇円	

改め、同表総合プールの項中

四〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
二〇、一〇〇円	一〇、〇〇〇円
一五、七〇〇円	七、八〇〇円

を

四一、一〇〇円	二〇、六〇〇円
一〇、七〇〇円	五、三〇〇円
八二、二〇〇円	
二二、四〇〇円	

四一、一〇〇円	二〇、五〇〇円
二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円
一六、一〇〇円	八、〇〇〇円

に、

一一、八〇〇円	六、四〇〇円
---------	--------

一三、一〇〇円	六、五〇〇円
---------	--------

に、

六、四〇〇円	三、二〇〇円
--------	--------

六、五〇〇円	三、二〇〇円
--------	--------

に、

五、二〇〇円	二、六〇〇円
二六、四〇〇円	一一、八〇〇円

五、三〇〇円	二、六〇〇円
二七、一〇〇円	一三、一〇〇円

に、

一〇、五〇〇円	五、二〇〇円
---------	--------

一〇、八〇〇円	五、三〇〇円
---------	--------

に改め、別表第十第二号の表宮城スタジアムの項

三、三五〇円
五、四〇〇円

を

三、四〇〇円
五、五〇〇円

に改め、同表宮城ス

四、〇五〇円

を

四、一〇〇円

に、

五、〇〇〇円	七、七〇〇円	一三、七〇〇円	二〇、一〇〇円	三三、六〇〇円	三六、七〇〇円	五八、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一四、八〇〇円	七、四〇〇円	七、四〇〇円	一五、三〇〇円
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------

を

五、一〇〇円	七、九〇〇円	一四、〇〇〇円	二〇、六〇〇円	三四、五〇〇円	三七、七〇〇円	五九、六〇〇円	一五、二〇〇円	一五、二〇〇円	七、六〇〇円	七、六〇〇円	一五、七〇〇円
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------

に、

中

二〇、〇〇〇円
八、二〇〇円

を

二〇、五〇〇円
八、四〇〇円

に、

七、二〇〇円

を

七、四〇〇円

に改める。

六、三〇〇円

を

六、四〇〇円

に、

ールの項中

二〇、八〇〇円
五、二〇〇円

を

二一、三〇〇円
五、三〇〇円

に、

一四、五〇〇円

を

一四、九〇〇円

に改め、同表総合プ

二〇、八〇〇円

を

二一、三〇〇円

に、

三、六〇〇円

を

三、七〇〇円

に、

一〇三、〇〇〇円	四、二〇〇円	八、二〇〇円	五、二〇〇円
----------	--------	--------	--------

を

一〇五、〇〇〇円	四、三〇〇円	八、四〇〇円	五、三〇〇円
----------	--------	--------	--------

に、

一四、八〇〇円
六、〇〇〇円

に改め、同表総合体育館の項中

タジアム補助競技場の項中

一四、四〇〇円
五、九〇〇円

を

(総合運動場条例の一部改正)

第二十一条 総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表業として行う映画撮影の項中

「三二、四〇〇円」を

「三三、三〇〇円」

に改め、同表テレビジョン放送の項中

「六、六〇〇円」を

「六、七〇〇円」

に改める。

別表第三第一号の表宮城県総合運動公園の項中「一、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「七、九五〇円」を「八、一〇〇円」に、「五、九五〇円」を「六、一〇〇円」に、「二三、七五〇円」を「二四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一九、七五〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に、

「一時間につき 七五〇円」を

「一時間につき 七七〇円」

に、

「一時間につき 三五〇円」
「一時間につき 六〇〇円」

を

「一時間につき 三六〇円」
「一時間につき 六一〇円」

に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、

「一時間につき 九五〇円」
「一時間につき 六五〇円」
「一時間につき 七五〇円」

を

「一時間につき 九七〇円」
「一時間につき 六六〇円」
「一時間につき 七七〇円」

に改め、同表宮城県第二総合運動場の

項中「四、七五〇円」を「四、八五〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「八、〇五〇円」を「八、二〇〇円」に、「一六、〇五〇円」を「一六、五〇〇円」に、「四、三五〇円」を「四、四五〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、五五〇円」を「六、七〇〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九五〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九五〇円」に、「五、七五〇円」を「五、九〇〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「八四五〇円」を「八、六〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、七〇〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、

「一時間につき 七五〇円」を

「一時間につき 七七〇円」

に、

「一時間につき 四五〇円」

を

「一時間につき 四六〇円」

に改め、別表第三第二号の表宮城県総

合運動公園の項中

二、三〇〇円	二、六〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円
四、六〇〇円	五、二〇〇円	三、九〇〇円	七、六〇〇円

を

二、三五〇円	二、六五〇円	一、九五〇円	三、九〇〇円
四、七〇〇円	五、三〇〇円	四、〇〇〇円	七、八〇〇円

に改め、同表宮城県第二総合運動場の項中

二、六〇〇円	五〇〇円	二、六〇〇円
--------	------	--------

を

二、六五〇円	五一〇円	二、六五〇円
--------	------	--------

に、

三、七〇〇円

を

三、八〇〇円

に、

三、八〇〇円	三、〇〇〇円
七、七〇〇円	六、〇〇〇円

を

三、九〇〇円	三、〇五〇円
七、九〇〇円	六、一〇〇円

に、

六〇〇円	八〇〇円
------	------

を

六二〇円

八二〇円

に、

三、四〇〇円

を

三、四五〇円

に、

三、七〇〇円	二、五〇〇円
--------	--------

を

三、八〇〇円	二、五五〇円
--------	--------

に、

五五〇円	四二〇円
------	------

を

五六〇円	四三〇円
------	------

に、

八五〇円	六六〇円	五〇〇円	三、三〇〇円	二、五七〇円	一、八八〇円
------	------	------	--------	--------	--------

を

八七〇円	六七〇円	五一〇円	三、三五〇円	二、六〇〇円	一、九〇〇円
------	------	------	--------	--------	--------

に、

二、七五〇円

を

二、三〇〇円

に

改める。

(ライフル射撃場条例の一部改正)

第二十二條 ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表スモールボアライフル射撃場の項中「二四、八〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二九、六〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表エアークラ

イフル射撃場の項中「二四、八〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「二九、六〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表ビームライフル・ビームピストルの項中「五六〇円」を「五七〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表会議室の項中「八〇〇円」を「八二〇円」に改め、同表温水シャワー室の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表冷暖房施設の項中「二、二〇〇円」を「二、二五〇円」に改める。

(婦人会館条例の一部改正)

第二十三条 婦人会館条例(昭和四十七年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第一研修室の項中

八、四〇〇円	九、四〇〇円	一七、三〇〇円	九、九〇〇円	一八、三〇〇円	二五、七〇〇円
--------	--------	---------	--------	---------	---------

を

八、六〇〇円	九、六〇〇円	一七、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一八、八〇〇円	二六、四〇〇円
--------	--------	---------	---------	---------	---------

に改め、同表第二研修室の項から第六研修室の項までの規定中

七、四〇〇円	四、七〇〇円	八、八〇〇円	一一、四〇〇円
--------	--------	--------	---------

を

七、五〇〇円	四、八〇〇円	九、〇〇〇円	一一、七〇〇円
--------	--------	--------	---------

に改める。

(美術館条例の一部改正)

第二十四条 美術館条例(昭和五十六年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

一一、五〇〇円

を

一三、一〇〇円

に改める。

(歴史博物館条例の一部改正)

第二十五条 歴史博物館条例(平成十一年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

四四、五〇〇円
一六、七〇〇円
二七、八〇〇円

を

四五、七〇〇円
一七、一〇〇円
二八、五〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、行為、利用又は占用に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に委託がなされた衛生試験手数料条例の規定による試験に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第十八条の規定による改正後の流水占用料等条例別表第一号の表及び第二号の表の規定は、施行日以後に徴収すべき流水占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき流水占用料については、なお従前の例による。

5 第十九条の規定による改正後の港湾区域内等における行為の許可に関する条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料等(同条例第十二条第一項に規定する占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料等については、なお従前の例による。(準備行為)

6 第二条の規定による改正後の県民会館条例第十二条第二項、第三条の規定による改正後の民間非営利活動拠点施設条例第十四条第二項、第二十条の規定による改正後の県立都市公園条例第十二条の二第二項、第二十一条の規定による改正後の総合運動場条例第十五条第二項、第二十二条の規定による改正後のライフル射撃場条例第十条第二項及び第二十三条の規定による改正後の婦人会館条例

例第十二条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

宮城県佐沼高等学校	登 米 市 を
宮城県登米高等学校	
宮城県上沼高等学校	
宮城県米山高等学校	
宮城県米谷工業高等学校	

第四条の表中

宮城県佐沼高等学校	登 米 市 に改める。
宮城県登米高等学校	
宮城県登米総合産業高等学校	

在籍証明書、成績証明書、卒業証明書、単位修得証明書又は教育委員会が定める証明書各一通につき 三〇〇円

を

在籍証明書、成績証明書、卒業証明書、単位修得証明書又は教育委員会が定める証明書各一通につき 四〇〇円

に改め、

第六条第一項の表高等学校の項中

同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「当該履修に係る授業料を徴収しない。ただし、当該生徒（前項第三号及び第四号に掲げる者に限る。）であつて県立高等学校の定時制の課程の一部の科目を履修するものについては」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及

び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「学校教育法施行規則」の下に「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、「及び第二項」及び「第二項第三号及び第四号に掲げる者に限る。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「。次項において同じ」、「。同項において同じ」、「。以下この項において同じ」、「及び第二項」及び「、当該履修に係る授業料を徴収しない。ただし、当該生徒（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の規定により授業料を徴収しないものとされている者及び同法第六条第一項に規定する受給権者（次項において「受給権者等」という。）を除く。）であつて県立高等学校において一部の科目を履修するものについては」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項及び第八項を削り、第九項を第六項とする。

第七条第二項中「前条第六項ただし書」を「前条第五項」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四条の表の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒に係る同日以後の県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

3 第四条の表の改正規定の施行の際現に宮城県上沼高等学校、宮城県米山高等学校及び宮城県米谷工業高等学校に在学する生徒は、同表の改正規定の施行の日において、宮城県登米総合産業高等学校の相当の生徒になるものとする。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十九の五の項中

「一万九千円」

を

「二万円」

に改め、同表四十二の二の項中「第八十九条第二項」を「第

八十九条第三項」に改め、同表五十五の項中「筆記による検査 四百円」を「筆記による検査 六百円」に、「機器による検査 四百円」を「機器による検査 五百五十円」に、「五百円」を「六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表四十一の二の項の改正規定は、公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日の日ずれか遅い日から施行する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第二項第一号イ(3)及び附則第十二条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の四第二項第一号イ(3)及び附則第十二条第三項第四号の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十五 国又は地方公共団体に譲渡することを目的として不動産を取得した者が、当該不動産を当該目的以外の目的のために使用し、又は収益することなく国又は当該地方公共団体に譲渡したときにおける当該不動産の取得

第九条第三項中「同条第十四号」の下に「又は第十五号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同条第六項中「から第十三号まで」を「から第十二号まで」に改め、同項第五号中「前条第十三号」を「前条第十二号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税減免条例（以下「新条例」という。）第六条第十五号の規定は、平成二十三年三月十一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税から適用する。

（経過措置）

2 新条例第六条の規定により新たに不動産取得税を免除されることとなる者に係る新条例第九条第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後六十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日以内とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十七の三の項イからヨまでを削り、同項タ中「第五十条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「認可」を「認可等」に改め、同項中タをイとし、イの次に次のように加える。

口 法第五十条の六の規定による縦覧等

第二条の表二十七の三の項レ中「第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び」を削り、同項中レをハとし、同項ソ中「第五十条の九第一項」を「第五十条の九」に、「認可」を「認可等」に改め、同項中ツをニとし、同項ツ中「第五十条の十二第一項」を「第五十条の十二」に、「認可」を「認可等」に改め、同項中ツをホとし、ネをヘとし、ナをトとし、ラからオまでを削り、クをチとし、同項ヤ中「第一百八条の三十第一項」を「第一百八条の三十」に、「決定」を「決定等」に改め、同項中ヤをリとし、マをヌとし、ケ及びフを削り、コをルとし、同項エ中「個人施行者、組合又は」を削り、同項中エをヲとし、テ及びアを削り、サをワとし、キを削り、ユをカとする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第二十九号を第三十二号とし、第二十六号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 介護福祉士等修学資金貸付条例（平成五年宮城県条例第二十二号）による修学資金の貸付

けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第二十四号を第二十六号とし、第七号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号

を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による意見書の提出に関する事務であつて別

に規則で定めるもの

別表第二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一

号を加える。

二 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）による販売者の届出及び届出事項の変更の届出に

関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

三十三 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与等に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表建物の項中

建物の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十九年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

<p>(一) 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これらの設備に附帯して設置されるものを含み、屋根、屋上部分及び壁面に設置されるものに限る。以下「太陽光発電設備」という。）の設置</p>	<p>使用する面積（屋根又は壁面を使用する場合にあつては、当該太陽光発電設備の平面を垂直に当該屋根又は壁面に投影するものとした場合における当該投影部分の面積）に太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を勘案して当該太陽光発電設備ごとに知事が定める額を乗じて得た金額に一・〇八を乗じて得た金額</p>
<p>(二) その他</p>	<p>建物延面積に対する使用する面積（広告物等の設置に使用する場合であつて当該広告物等の表示面の面積が当該広告物等の設置に使用する面積を上回る場合にあっては、当該広告物等の表示面の面積）を備考第九号において同じ。の割合を建物延面積に乘じて得た額の十・八パーセントに相当する金額</p>

改め、同表船舶等の動産の項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同表備考第八号中「二・一パーセント」を「二・一六パーセント」に、「三・一五パーセント」を「三・二四パーセント」に、「一・五七五パーセント」を「一・六二パーセント」に、「四・二パーセント」を「四・三二パーセント」に改め、同表備考第九号中「のみの使用」の下に「（太陽光発電設備の設置を目的とするものを除く。）」を、「建物延面積」の下に「（建物の一部の使用にあつては、建物延面積に対する使用する面積の割合を建物延面積に乘じて得た面積）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

震災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

震災対策推進条例の一部を改正する条例

震災対策推進条例（平成二十年宮城県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。
前文を次のように改める。

宮城県では、昭和五十三年六月十二日に発生した宮城県沖地震をはじめとする海溝型の大規模な地震、内陸型の大規模な地震及び地震に伴い発生する津波によって、大きな被害が幾度となく発生してきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づき、県内全域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定される等具体的な震災対策の必要性が高まっていた。

そのために、県は、様々な震災対策を講じて震災の発生に備えるとともに、その被害の軽減に向けた取組を進めてきたところである。

しかし、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波による災害をいう。以下同じ。）は、人知を超えた猛威をふるい、県内で一人を超えて多くの尊い生命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であった。

地震や津波の発生を防ぐことはできないが、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な震災対策を講じるとともに、避難行動をとることの重要性を啓発し、もって県民一人一人の自覚及び努力を促すことよって、震災による被害を軽減することを目指していく。

そのためには、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、男女双方の視点に立ち、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への支援に配慮しつつ、震災に強いまちづくりの実現を目指し、住民が自らを守る「自助」、地域社会の住民がお互いを守る「共助」、そして行政の施策

としての「公助」の適切な役割分担によって震災対策を講じていくことが重要である。

ここに、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第二条第一号中「地震」の下に「又は津波」を加える。

第九条第三項中「地震」の下に「又は津波」を加える。

第十条第一項中「地震」を「震災」に改め、同条第四項中「講習会」の下に「及び第十八条の講習会等」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

(震災に強いまちづくり)

第十二条の二 県は、市町村と連携を図りながら協力して、県民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、震災に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

第十四条（見出しを含む。）中「地震」の下に「及び津波」を加える。

第十五条の見出し中「地震情報」を「地震及び津波の情報」に改め、同条中「地震動」の下に「及び津波」を加える。

第十六条（見出しを含む。）中「地震」の下に「及び津波」を加える。

第十七条の見出しを「二次災害及び複合災害に対する施策の推進」に改め、同条中「地震による火災」を「二次災害（地震又は津波に伴い発生する火災その他の災害をいう。）及び複合災害（地震若しくは津波の発生と同時に又はこれらの発生に連続してこれら以外の異常な自然現象が発生することにより深刻な被害が生じる災害をいう。）」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「震災対策に関する教育」を「防災教育」に改める。

第二十一条第三項中「地震」の下に「又は津波」を加え、同条第四項中「講習会」の下に「及び第十八条の講習会等」を加える。

第二十三条の見出し中「要援護者の援護体制」を「要配慮者の支援体制」に改め、同条第一項中「要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて、震災が発生した場合における避難等について援護を要するものをいう。以下同じ。）」を「要配慮者（災害対策基本法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）」に、「要援護者の援護体制」を「要配慮者の支援体制」に改め、同条第二項中「要援護者」を「要配慮者」に、「避難場所」を「避難所（災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。）」に改め、同条第三項中「要援護者を援護する」を「要配慮者を支援する」に改める。

第二十九条の見出しを「防災拠点の整備等」に改め、同条第一項中「知事は」の下に「、災害応急対策等のため他の地方公共団体等から派遣された者の集結」を加え、「を備蓄するための拠点とな

る施設を確保し、救援物資等を備蓄する」を「の集積等のための防災の拠点を整備する」に改め、同条第二項中「前項の規定により備蓄する」を削り、同条第三項中「第一項の規定により備蓄した」を削る。

第三十一条の見出し中「避難所」を「指定緊急避難場所及び指定避難所」に改め、同条中「避難所」を「指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（同法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十二条第二項中「避難所」を「指定緊急避難場所及び指定避難所」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

（食品衛生取締条例の一部改正）

第一条 食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第二条 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第三条 旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

第四条 化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（興行場法施行条例の一部改正）

第五条 興行場法施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。
（公衆浴場法施行条例の一部改正）

第六条 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（理容師法施行条例の一部改正）

第七条 理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（美容師法施行条例の一部改正）

第八条 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第九条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（クリーニング業法施行条例の一部改正）

第十条 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（温泉法施行条例の一部改正）

第十一条 温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（薬事法施行条例の一部改正）

第十二条 薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第十三条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（覚せい剤取締法施行条例の一部改正）

第十四条 覚せい剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（覚せい剤取締法施行条例の一部改正）

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第十六条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

第一条 社会福祉審議会条例(平成十二年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第五項中「第八条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条中第二項を第三項とし、同条第一項中「審議会の」を削り、同項を同条第二項とし、同条

に第一項として次の一項を加える。

審議会は、委員四十二人以内で組織する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(調査審議事項の特例)

第二条 審議会は、法第十二条第一項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

第二条 社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十二人」を「二十五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施

行する。

(附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例の廃止)

2 附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例(昭和六十年宮城県条例第三十号)は、廃止する。

周産期医療協議会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

周産期医療協議会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議するため、宮城県周産期医療協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、周産期医療に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県周産期医療協議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
----------------	---------	---------	---	---

小児医療協議会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

小児医療協議会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、小児医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議するため、宮城県小児医療協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、小児医療に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県小児医療協議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
---------------	---------	---------	---	---

地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

地方独立行政法人宮城県立こども病院に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人宮城県立子ども病院に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第四項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その同法第四十二條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、同日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上同條の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第六條第四項に規定する条例で定める重要な財産をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第六條第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第四項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その同法第四十二條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、同日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上同條の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

地方独立行政法人宮城県立子ども病院評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人宮城県立子ども病院評価委員会条例（平成十七年宮城県条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「六人」を「七人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（新たに任命される委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成二十七年十一月二十九日までの間に任命される地方独立行政法人宮城県立子ども病院評価委員会の委員の任期は、改正後の地方独立行政法人宮城県立子ども病院評価委員会条例第二條第三項の規定にかかわらず、同日までとする。

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

福祉有償運送運営協議会条例（平成十八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第八條第四項」を「（昭和二十六年法律第百八十三号）第九條の三第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

調理師試験委員条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

調理師試験委員条例を廃止する条例

調理師試験委員条例（平成十四年宮城県条例第二十八号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県調理師試験委員の項を削る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 共同生活介護(第五十二条―第五十八条)」を「第七章 削除」に、「第十三章

「第十三章 共同生活援助

共同生活援助(第八十九条―第九十二条)」を「第一節 指定共同生活援助(第八十九条―第九十

第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助(第

二条) 九十二条の二―第九十二条の五)」に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業等に関する特例

九十二条の二―第九十二条の五)」

(第九十五条)を「第十五章 削除」に改める。

第四条第一項中「第七章」を「第八章」に改める。

第五条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第四十一条中「第七条」を削り、「第十六条まで」の下に「第二十三条」を加える。

第四十六条第一項中「及び第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者」を削る。

第四十八条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第五十二条から第五十八条まで 削除

第十三章中第八十九条の前に次の節名を付する。

第一節 指定共同生活援助

第八十九条中「以下」を「次節に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この節において」に改め、「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第九十条中「行う者」の下に「以下この節において「指定共同生活援助事業者」という。」を、「以

下」の下に「この節において」を、「世話人」の下に「生活支援員」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(管理者)

第九十条の二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備)

第九十条の三 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居(以下「サテライト型住居」という。))を有するものとする。

3 共同生活住居は、一以上のユニット(居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができ、設備により一体的に構成される場所をいう。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十条の四 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画(指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第九十一条中「第二十七条及び第五十四条から第五十六条まで」を「及び第二十七条」に改める。
第九十二条中「この章」を「この節」に改める。
第十三章に次の一節を加える。

第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助

(基本方針)

第九十二条の二 外部サービス利用型指定共同生活援助(共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。))であつて、当該指定共同生活援助の事業を行う事業者の従業員により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(以下「基本サービス」という。))及び当該指定共同生活援助の事業を行う者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。))により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。))をいう。以下同じ。の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第九十二条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の世話人及びサービス管理責任者を置かなければならない。

(準用)

第九十二条の四 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十六条、第二十七条及び第九十条の二から第九十条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九十条の四第一項及び第二項中「共同生活援助計画」とあるのは、「外部サービス利用型共同生活援助計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第九十二条の五 この節に定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。
第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第九十五条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第五十二条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに当該事業及び旧条例第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を一体的に行う旧条例第九十五条に規定する一体型指定共同生活介護事業所等については、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新条例第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同項第十五号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同項第十六号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附 則
この条例は、平成二十六年六月十二日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十三年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（という。）」の下に「又は公益財団法人みやぎ産業振興機構（昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）を加える。

第二条第二号中「と協会」の下に「又は機構」を、「場合」の下に「又は機構がその事業として債務の保証をした場合」を加え、同条第三号及び第四号中「協会」の下に「又は機構」を加える。

第三条中「協会」の下に「又は機構」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例

職業訓練指導員修学資金貸付条例（昭和四十七年宮城県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜検査手数料条例（平成十八年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号を次のように改める。

三 牛のヨーネ病の検査 次のイ又はロに掲げる検査方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ リアルタイムPCR法 四千三百円

ロ イに掲げる検査方法以外の検査方法 七百元

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「検査等」の下に「監視伝染病の発生の予防又は家畜伝染病のまん延の防止のために限る。次条及び第十四条において同じ。」を加える。

別表一の項中「第四条の二第五項、」及び「（法第五条第一項の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）」を削り、「一ほう群」を「二蜂群」に改め、「（病性鑑定の対象となるものを除く。）」を削り、同表三の項中

豚コレラ	一回につき	四四〇円
鶏のニューカッスル病	一回につき	六〇円

を

鶏のニューカッスル病	一回につき	六〇円
------------	-------	-----

に改め、同表中五の項を

附則

削り、六の項を五の項とし、七の項を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（入出港届）

第十三条 知事は、船舶が漁港に入港した場合又は当該漁港を出港しようとする場合であつて、漁港管理上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、入出港届を提出させることができる。

第二十二条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

別表第一岸壁物揚場棧橋の項中「千分の〇・六三」を「千分の〇・六四八」に改め、同表泊地（海難のため又はこれを避けるため入港した船舶が停係泊する場合を除く。）の項中

六三〇円	八四〇円
------	------

を

六五〇円	八五〇円
------	------

に改める。

別表第三旅客船貨物船採石又はしゅんせつ等の用に供する工事作業用船舶の項中

四二〇円

を

四五〇円

に改め、同表その他の船舶の項中

九、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円
--------	---------

九、二〇〇円
九二、五〇〇円
一〇、四〇〇円
一〇四、〇〇〇円
一一、一〇〇円

八、二〇〇円
八一、六〇〇円

を

八、四〇〇円
八三、九〇〇円

に、

一〇、二〇〇円
一〇二、〇〇〇円
一〇、八〇〇円
一〇八、〇〇〇円
一二、四〇〇円
一一三、六〇〇円

を

に、「一二、四〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「二三、六〇〇円

一一一、〇〇〇円
一二、七〇〇円
一二七、〇〇〇円

に「二七、〇〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、

四、六〇〇円

を

四、七〇〇円

に改める。

別表第七中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の漁港管理条例（以下「新条例」という。）別表第一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の漁港施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の漁港施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第三の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（準備行為）

5 新条例第二十一条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

○宮城県条例第四十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例

港湾施設等管理条例(昭和三十八年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から一月以内に、知事の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、第一号に掲げる場合において、当該許可をした期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

一 係留施設(レジャー用小型船舶物揚場に限り)、港湾環境整備施設若しくは港湾施設用地又は暫定係留施設の利用者から徴収する場合 第七条第一項第一号に規定する行為の許可をした日
二 前号に規定する港湾施設以外の港湾施設の利用者から徴収する場合 その使用した事実を確認した日

別表第一第一号イの表係留施設の項中「三、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「二五、七〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表荷さばき施設の項中「一、〇五〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「八〇円」を「八五円」に、「二四円」を「二五円」に改め、同表保管施設の項中「一元九〇銭」を「二元」に、「九円三〇銭」を「一〇円」に、「八〇円」を「八五円」に、「一四円」を「一五円」に改め、同表港湾環境整備施設の項中「八〇円」を「八五円」に改め、同表港湾施設用地の項中

「 一月一本につき 四九円 」を

「 一月一本につき 五〇円 」に、「八一円」を「八五円」に、

「六二円」を「六五円」に、「四三円」を「四五円」に、「六八円」を「七〇円」に、「八七円」を「九〇円」に、「二四九円」を「二五〇円」に、「七五円」を「八〇円」に改め、同表暫定係留施設の項中
「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、別表第一第一号ロの表港湾施設用地の項中

「 一月一本につき 四九円 」を

「 一月一本につき 五〇円 」に、「八一円」を「八五円」に、

「六二円」を「六五円」に、「六八円」を「七〇円」に、「八七円」を「九〇円」に、「二四九円」を「二

五〇円」に、「七五円」を「八〇円」に改め、別表第一第二号の表荷さばき施設の項、保管施設の項及び港湾環境整備施設の項中「八〇円」を「八五円」に改め、同表港湾施設用地の項中

「 一月一本につき 四九円 」を

「 一月一本につき 五〇円 」に、「八一円」を「八五円」に、

「六二円」を「六五円」に、「六八円」を「七〇円」に、「八七円」を「九〇円」に、「二四九円」を「二五〇円」に、「七五円」を「八〇円」に改める。

別表第二港湾環境整備施設の項中「二、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定は公布の日から、別表第二港湾環境整備施設の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前の許可に係る使用の期間の末日が平成二十七年四月一日以降である場合の当該許可に係る同日以降に徴収すべき使用料については、改正後の港湾施設等管理条例(以下「新条例」という。)別表第一の規定を適用する。
(準備行為)

4 新条例第二十条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、別表第二港湾環境整備施設の項の改正規定の施行の日前においても行うことができる。